

再生可能エネルギー発電設備からの  
電力受給契約要綱

平成 29 年 4 月 1 日実施

東北電力株式会社

# 目 次

## I 総 則

1 適 用	1
2 要綱の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	4

## II 契約の申込み

6 接続検討および受給契約の申込み	4
7 受給契約の成立, 受給開始日, 契約期間および受給期間	5
8 電気方式, 周波数等	6
9 契約の単位	6
10 承諾の限界	6
11 受給契約書の作成	7

## III 接続契約に関する事項

12 接続契約に関する基本事項	7
13 当社による系統連系のための工事	8
14 発電者による系統連系のための工事	10
15 給電運用	11
16 出力抑制	11
17 本発電設備等の管理・補修等	14
18 電気工作物の調査	15
19 発電場所への立入りによる業務の実施	15

## IV 特定契約に関する事項

20 特定契約に関する基本事項	16
21 受給電力量の計量および検針	16
22 料 金	18
23 小売電気事業者等への電気の供給	18

## V 契約の変更および終了

24 本発電設備等の改善等	19
25 本発電設備等の変更	20

26	契約の変更	20
27	権利義務および契約上の地位の譲渡	21
28	受給契約の解除	21
29	設備の撤去	23
30	受給契約消滅後の債権債務関係	23
<b>VI 損害賠償, 遵守事項</b>		
31	損害賠償等	24
32	電力受給にともなう協力および保安等に対する協力	24
33	プロジェクトのスケジュールに関する事項	25
<b>VII その他</b>		
34	守秘義務	26
35	受給契約の優先性	26
36	その他	27
附	則	28

# 再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱

## I 総 則

### 1 適 用

この再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、発電者の再生可能エネルギー発電設備（以下「本発電設備」といいます。）と当社が維持および運用する電力系統との接続等にかかる契約（以下「接続契約」といいます。）ならびに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含み、以下「再エネ特措法」といいます。）に定める再生可能エネルギー電気の発電者による供給および当社による調達にかかる契約（以下「特定契約」といいます。以下、接続契約と合わせて「受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。

### 2 要綱の変更

当社は、次の場合に限り、かつ、必要最小限の範囲で、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の受給条件は、再エネ特措法に反しない限りにおいて、契約期間満了前であっても、変更後の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱によります。

- (1) 当社が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）ならびに再生可能エネルギー電気卸供給約款（以下「再エネ卸約款」といいます。）の内容の変更または再エネ特措法その他の関係法令等の制定もしくは改廃により変更が必要な場合
- (2) この要綱の適用対象が変更となる場合
- (3) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインの規定にもとづき、系統連系の要件等技術的な事項について変更が必要な場合
- (4) 電力広域的運営推進機関の業務規程、送配電等業務指針の変更、または当社の組織変更もしくは組織再編等により、受給契約にかかる手続きもしくは運用上の取扱いについて変更が必要な場合

### 3 定 義

次の用語は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、この要綱において用いる用語は、別に定めのない限り、再エネ特措法、託送約款等または再エネ卸約款に定める意味によるものといたします。

- (1) 電力受給  
発電者が、受給電力を当社に供給し、当社が、これを受電することをいいます。
- (2) 発電者  
この要綱にもとづいて当社と受給契約を締結する者をいいます。
- (3) 発電場所  
発電者が、電力受給にかかる再生可能エネルギー電気を発電する場所をいい、託送約款等における発電場所にかかる規定に準ずるものとしたします。
- (4) 受電地点  
当社が、電力受給にかかる再生可能エネルギー電気を発電者から受電する地点をいい、託送約款等における受電地点にかかる規定に準ずるものとしたします。
- (5) 受給電力  
発電者が、本発電設備において発電した再生可能エネルギー電気のうち、当社に供給する電力をいいます。
- (6) 受給電力量  
受電地点において、当社が発電者から受電する電力受給にかかる再生可能エネルギー電気の電力量をいいます。
- (7) 最大受電電力  
受給電力の最大値（キロワット）で、発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。
- (8) 発電出力  
本発電設備の定格発電出力（太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値としたします。）をいいます。
- (9) 連 系  
発電設備を当社が維持および運用する電力系統に電氣的に接続する時点から切り離す時点までの状態をいいます。
- (10) 消費税等相当額  
消費税法（昭和 63 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。）の規定により課される消費税および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号、その後の改正を含みます。）の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (11) 反社会的勢力  
暴力団等および暴力団等と関係を有する者で、次の者をいいます。  
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止等に関する

る法律」といいます。) 第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じといたします。)

ロ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいいます。以下同じといたします。) または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

ハ 暴力団準構成員

ニ 暴力団関係企業

ホ 総会屋等

ヘ 社会運動等標榜ゴロ

ト 特殊知能暴力集団等

チ その他イからトまでに準ずる者

リ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

ヌ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

ル 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

ヲ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

ワ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

#### (12) 反社会的行為

自らまたは第三者を利用して行なう次の行為をいいます。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を越えた不当な要求行為

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為

ホ その他上記イからニまでに準ずる行為

#### 4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) バイオマス比率の単位は、0.001 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 4 位で四捨五入いたします。

## 5 実施細目

この要綱の実施上必要な細目的事項は、この要綱の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議により定めるものといたします。

## II 契約の申込み

### 6 接続検討および受給契約の申込み

発電者が新たに受給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、次の手続きにより、電力受給の申込みをしていただきます。

#### (1) 接続検討の申込み

イ 当社は、電力受給（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限りま  
す。）にあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「接  
続検討」といいます。）をいたします。

なお、発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、  
接続検討を省略することがあります。

ロ 発電者は、受給契約の申込みに先だち、当社所定の様式により、接続検討の  
申込みをしていただきます。

#### ハ 検討期間および検討料

(イ) 当社は、原則として接続検討の申込みから 3 月以内に検討結果をお知らせ  
いたします。

(ロ) 当社は、1 受電地点 1 検討につき 20 万円に消費税等相当額を加えた金額  
を検討料として、接続検討の申込み時に発電者から申し受けます。

ただし、検討を要しない場合には、検討料を申し受けません。

#### (2) 接続契約の申込み

発電者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続契約の申込  
みをしていただきます。

なお、接続契約の申込み時点で、当社が接続検討の検討結果をお知らせしてい  
ない場合は、検討結果のお知らせ後すみやかに、当社所定の様式により、接続契  
約の申込みにかかる意思を表明していただきます。

イ 発電者の名称、発電場所および受電地点

ロ 再生可能エネルギー源

- ハ 本発電設備の発電方式、発電出力および系統安定上必要な仕様
- ニ 最大受電電力
- ホ 受電地点の受電電圧および電気方式
- ヘ 発電場所における負荷設備および受電設備
- ト 受給開始希望日
- チ 配線形態
- リ 本発電設備以外の発電設備等の併設の有無
- ヌ その他必要な事項

(3) 特定契約の申込み

発電者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、特定契約の申込みをしていただきます。

- イ 接続契約の申込み内容
- ロ 料金の振込先口座
- ハ 当社が発電者の指定する小売電気事業者または登録特定送配電事業者（以下「小売電気事業者等」といいます。）に再エネ卸約款にもとづく再生可能エネルギー電気特定卸供給を行なうことの希望の有無
- ニ その他必要な事項

## 7 受給契約の成立、受給開始日、契約期間および受給期間

- (1) 接続契約は、接続契約の申込みを当社が承諾したときに、特定契約は、特定契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。
- (2) 受給電力の受給開始日は、原則として特定契約が成立した日以降で、発電者と当社との協議により定めた日といたします。
- なお、発電者または当社は、受給開始日を変更する必要がある場合、原則として、受給開始日より前に相手方に通知したうえで、協議によりこれを変更することができるものといたします。この場合、発電者および当社は、合理的な理由なく当該変更を拒絶、留保または遅延しないものといたしますが、相手方に対し、必要な説明および資料の提示ならびに協議を求めることができるものといたします。
- (3) 接続契約の契約期間は、接続契約が成立した日から、特定契約の契約期間は、特定契約が成立した日から、それぞれ受給開始日（受給開始日を変更した場合は、変更後の日といたします。以下、同じといたします。）を起算日とした次の調達期間の終期までといたします。ただし、本発電設備において、既に当社または小売電気事業者等に特定契約にもとづき再生可能エネルギー電気を供給していた場合は、最初に供給を開始した日から起算して受給契約における受給開始日の前日までの期間を調達期間から控除いたします。



- イ ロおよびハの場合を除き、本発電設備を用いた再生可能エネルギー発電事業計画（以下「本事業計画」といいます。）にかかる再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたことにより、本発電設備について適用される調達期間
  - ロ 本事業計画にかかる再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けたことにより、本発電設備について適用される調達期間が変更された場合、または、その他再エネ特措法および同法の関係法令等の規定により、本発電設備について適用される調達期間が変更された場合については、当該変更後の調達期間
  - ハ 再エネ特措法第3条第10項の規定により、本発電設備について適用される調達期間が改定された場合については、当該改定後の調達期間
- (4) 受給電力の受給期間は、受給開始日（同日を含みます。）から受給契約の契約期間満了の日までといたします。ただし、28（受給契約の解除）により、受給契約が解除された場合の受給期間の終期は、受給契約が消滅した日の前日までといたします。
- (5) 発電者または当社のいずれかの責めに帰すべき事由により受給開始日が(2)に定める日より遅延し、これにより相手方に損害が生じた場合には、当該有責当事者は、相手方に対し、かかる損害を賠償するものといたします。

## 8 電気方式、周波数等

電気方式、周波数、標準電圧、責任分界点および財産分界点は、次のとおりといたします。

- (1) 当該発電場所において当社との電気需給契約が成立している場合は、その電気需給契約と同一といたします。
- (2) 当該発電場所において当社との接続供給契約が成立している場合は、その接続供給契約と同一といたします。

## 9 契約の単位

当社は、原則として1発電場所につき1受給契約を結びます。

## 10 承諾の限界

当社は、次のいずれかに該当する場合に限り、受給契約の申込みをお断りすることがあります。また、天候や用地交渉その他やむをえない事情により、発電者からの申込み内容の全部を承諾することが困難な場合は、工事設計内容の変更を含む善後策について、発電者と協議するものといたします。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号、その後の改正を含みます。以下同じといたします。）第17条第4項に定める「正当な理由」がある場合
- (2) 再エネ特措法第16条第1項に定める「正当な理由」がある場合

- (3) 同一発電場所において、複数の受給契約にかかる申込みが行なわれたことにより、当社が、受給契約の申込みの承諾が困難と判断した場合
- (4) 当該発電場所において、電気需給契約または接続供給契約の申込みを合理的な理由により当社が承諾できない場合
- (5) 当該発電場所において、発電設備系統連系サービス実施要綱にもとづく系統連系契約（以下「連系契約」といいます。）の申込みを合理的な理由により当社が承諾できない場合
- (6) 電源接続案件募集プロセスに該当する申込みにおいて、発電者が優先系統連系希望者とならなかった場合および電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合

## 11 受給契約書の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、電力受給に関する必要な事項について、当社所定の様式により、受給契約書を作成いたします。

## Ⅲ 接続契約に関する事項

### 12 接続契約に関する基本事項

- (1) 7（受給契約の成立、受給開始日、契約期間および受給期間）(4)に定める受給期間にわたり、発電者と当社は、本発電設備と当社の電力系統とを接続することを約すものといたします。
- (2) 発電者は、本発電設備の連系にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号、その後の改正を含みます。）、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン、送配電等業務指針、系統連系技術要件（託送供給等約款別冊）、高圧系統業務指針、低圧系統業務指針のほか、監督官庁、業界団体または当社が定める系統連系に関する業務の取扱いや技術要件に関する規程等を遵守するものといたします。

なお、かかる規程等に変更がある場合には、変更後の扱いを遵守するものといたします。ただし、かかる規程等とこの要綱の規定に齟齬が生じた場合には、適用法令（発電者もしくは当社またはこの要綱にもとづく取引について適用される条約、法律、政令、省令、規則、告示、通達および関係当局により公表されたガイドライン・解釈指針等をいいます。以下同じといたします。）に抵触しない限り、この要綱の規定が優先するものといたします。

### 13 当社による系統連系のための工事

- (1) 当社は、本発電設備を連系するため、次に掲げる工事を行なうものいたします。ただし、当社と発電者との間で別段の合意がある場合には、当該合意にしたがうものいたします。

なお、当社は、当該工事の具体的内容およびその理由、発電者に負担を求める概算工事費およびその算定根拠、所要工期ならびに発電者において必要となる対策等を、合理的な根拠を示して発電者に書面等にて通知し、発電者の同意をえたうえで当該工事を行なうものいたします。この場合、発電者は、合理的な理由なく当該同意を拒絶、留保または遅延しないものいたしますが、当社に対し、必要な説明および資料の提示ならびに協議を求めることができるものいたします。

イ 電源線（電源線に係る費用に関する省令（平成16年経済産業省令第119号、その後の改正を含みます。）第1条第2項に規定する電源線（同第3項第2号から第7号までに掲げるものを除きます。）をいいます。）の設置または変更

ロ 本発電設備と被接続先電気工作物（発電者が本発電設備と電氣的に接続を行ない、または行なおうとしている当社の事業の用に供する変電用、送電用または配電用の電気工作物をいいます。以下同じといたします。）との間に設置される変圧器等の電圧の調整装置の設置、改造または取替え

ハ 21（受給電力量の計量および検針）(1)に定める計量器等（計量器ならびにその他計量に必要な付属装置および区分装置をいいます。以下同じといたします。）の設置、取替えまたは取付位置の変更（この場合、計量器等の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、発電者と当社との協議により定めるものいたします。また、発電者は、当該設置場所を当社に対して無償で提供するものいたします。）

ニ 本発電設備と被接続先電気工作物との間に設置される当社が本発電設備を監視、保護もしくは制御するために必要な設備または発電者が当社と通信するために必要な設備の設置、改造または取替え

- (2) 当社は、(1)に掲げる工事のほか、本発電設備を連系するための電力システムの増強その他必要な設備の工事であって、発電者を受益者とする工事について必要と認めるときは、当該工事を行なうものいたします。

なお、当社は、その工事が発電者を受益者とするものであること、工事の具体的内容およびその理由、発電者に負担を求める概算工事費およびその算定根拠、所要工期ならびに発電者において必要となる対策等を発電者に書面等にて通知し、発電者の同意をえたうえで当該工事を行なうものいたします。この場合、発電者は、合理的な理由なく、当該同意を拒絶、留保または遅延しないものいたしますが、当社に対し、必要な説明および資料の提示ならびに協議を求めることが

できるものといたします。

- (3) 発電者は、(1)および(2)にもとづき当社が行なう工事（以下、総称して「本件工事」といいます。）に関する費用のうち発電者の負担と算定される金額（以下「工事費負担金」といいます。ただし、(1)ハの費用は、低圧で受電する場合、計量法（平成4年法律第51号、その後の改正を含みます。以下、同じといたします。）にもとづき取替えが必要となるときには無償とし、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる費用に限るものといたします。また、取付位置の変更については、発電者の希望で行なう場合のみ費用を申し受けるものといたします。）を、原則として接続契約成立後1月以内に、当社が指定した金融機関等を通じて払い込むものといたします。

なお、当社は、原則として工事費負担金が入金されたことを確認した後、本件工事に着手するものといたします。

- (4) 当社は、(1)および(2)の内容にしたがい、本件工事を発電者と当社が合意した日（以下「竣工予定日」といいます。）までに完了させるものといたします。なお、当社は、発電者が希望する場合には、発電者に対し、本件工事に必要な用地の取得状況その他本件工事の進捗状況を報告するものとし、本件工事が竣工予定日までに完了しなかったことにより発電者に損害が生じた場合には、これを賠償するものといたします。ただし、当社は、天災事変その他当社の責めによらない理由により本件工事の工程の遅延が生じる場合には、遅滞なくこれを発電者に通知して、竣工予定日の延期を求めることができるものといたします。この場合、発電者は、合理的な理由なく当該延期の請求にかかる承認を拒絶、留保または遅延しないものといたしますが、当社に対し、その工程の遅延の原因や新たな竣工予定日等必要な説明および資料の提示ならびに協議を求めることができるものといたします。また、発電者がかかる竣工予定日の延期を承認した場合には、竣工予定日は当該承認内容にしたがい変更されるものといたします。

- (5) (4)のただし書きの規定にかかわらず、当社は、天災事変その他当社の責めによらない理由により、本件工事の遂行が著しく困難であることが判明した場合、すみやかにその旨を発電者に通知するとともに、本件工事にかかる工事設計の変更が必要と考える場合には、その旨および必要な変更の内容を発電者に通知するものといたします。この場合、発電者および当社は、工事設計内容の変更を含む善後策について、誠実に協議するものといたします。

- (6) 当社が本件工事に着手した後、発電者が本事業計画にかかる内容を変更する場合には、発電者は事前に当社に協議を求めるものとし、当該変更により当社に損害が発生した場合、発電者は当社に対し、これを賠償するものといたします。

- (7) 当社は、本件工事に要する費用が工事費負担金の額を著しく上回るが見込まれると当社が判断した場合、または本件工事に要する費用が工事費負担金の額

を著しく上回ったと当社が判断した場合には、すみやかにその理由、発電者に負担を求める金額およびその算定根拠を発電者に通知し、増加額についての同意を求めるものといたします。この場合、発電者は、当該増加額が当社の責めに帰すべき事由によって生じた場合を除き、合理的な理由なく当該同意を拒絶、留保または遅延しないものといたしますが、当社に対し、必要な説明および資料の提示ならびに協議を求めることができるものといたします。

- (8) 当社は、本件工事の竣工後すみやかに、本件工事に要した費用を確定させるものといたします。この場合、本件工事に要した費用の精算については、次のとおり行なうものといたします。

なお、精算にあたっては託送約款等における工事費負担金の申受けおよび精算にかかる規定に準ずるものといたします。

イ 本件工事に要した費用が、工事費負担金の額を上回った場合には、(7)にしたがい、当該増加額についての同意を拒絶、留保または遅延することにつき合理的な理由がある場合を除き、発電者は(7)にもとづく当社の請求にしたがい、直ちに不足額を当社に支払うものといたします。

ロ 本件工事に要した費用が、工事費負担金の額を下回った場合には、当社は、本件工事竣工後遅滞なく剰余額を発電者に支払うものといたします。この場合、利息は付さないものといたします。

- (9) 本件工事により当社が施設する設備は、原則として、当社が選定し所有するものといたします。
- (10) (1)から(9)に定めのない事項については、託送約款等における受電地点への供給設備の工事費負担金、受電用計量器等の工事費負担金および供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受けにかかる規定に準ずるものといたします。

#### 14 発電者による系統連系のための工事

- (1) 発電者は、本発電設備を連系するために必要な工事（本件工事を除きます。）および本発電設備の設置工事を発電者と当社が合意した日までに完了するものといたします。

なお、合意した日までにこれらの設置工事を完了することができない場合には、発電者および当社は、当該期限の延期につき誠実に協議するものといたします。

- (2) (1)に定める設置工事に要する費用は、発電者の負担といたします。
- (3) 発電者が本発電設備において発電する電力の受給に必要な系統連系のために設置した設備（以下「系統連系設備」といいます。）の所有権は、発電者に帰属するものといたします。
- (4) 系統連系設備の仕様については、適用法令に抵触しない限り、系統連系に関係

する業務の取扱いや技術要件について当社が公表する規程等にもとづき、発電者と当社が協議のうえ、決定するものといたします。

## 15 給電運用

発電者および当社は、必要に応じて、本発電設備および系統連系設備にかかる給電運用の詳細（当社が、当社の定める給電運用および配電系統運用にかかる規程にもとづき、電力の品質維持および保守面から発電者に対して行なう給電指令（配電指令）の内容および発電者における対応その他の事項をいいます。）について、別途誠実に協議のうえ、給電運用に関する協定書または申合書を締結するものとし、発電者は、当該協定書または申合書にしたがい、本発電設備および系統連系設備にかかる給電運用を行なうものといたします。ただし、この要綱の規定との間に齟齬が生じた場合には、この要綱の規定が優先するものといたします。

## 16 出力抑制

(1) 当社は、次の場合には、本発電設備の出力の抑制を行なうことができるものといたします。

なお、発電者は、当社が発電者に書面等により当該出力の抑制を行なった合理的な理由を示した場合に、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、当社に対して求めないものといたします。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号、その後の改正を含み、以下「施行規則」といいます。）第14条第1項第8号ホ(1)または(2)に掲げる場合（当社の責めに帰すべき事由によらない場合に限ります。）

ロ 当該発電場所において当社との電気需給契約にもとづき当社が電気を供給している場合に、発電者または第三者による当該電気需給契約の債務不履行により、発電者または第三者に対する電気の供給が停止されている場合

ハ 当該発電場所において当社との接続供給契約にもとづき小売電気事業者等が電気を供給している場合に、小売電気事業者等による当該接続供給契約の債務不履行により、発電者または第三者に対する電気の供給が停止されている場合

ニ 発電者と当社との連系契約において、発電者による連系契約の債務不履行により、本発電設備の連系が停止されている場合

ホ 発電者が発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または、亡失して、当社に重大な損失を与えた場合

ヘ 次のいずれかの場合に該当し、当社がその旨を警告しても発電者が改めない場合

(イ) 発電者が19（発電場所への立入りによる業務の実施）および21（受給電

力量の計量および検針) (7)にもとづく当社係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または立入りのために必要な手続き等をすみやかに実施しない場合

(ロ) 発電者が電気工作物の改変等によって、不正に連系し、または不正に電力受給を行なった場合

(ハ) 発電者が 26 (契約の変更) (2)にもとづき、受給契約を適正なものに変更するための必要な手続きを行なわない場合

(ニ) 発電者が 32 (電力受給にともなう協力および保安等に対する協力) によって必要となる措置を講じない場合

ト 当該発電場所において、電気需給契約または接続供給契約が成立していない場合

- (2) 発電者は、施行規則第 14 条第 1 項第 8 号へ(1)または(2)に掲げる場合 (当社の責めに帰すべき事由によらず、当社が維持および運用する供給設備 (当社が使用権を有する設備を含みます。) に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合を含みます。) には、当社の指示にしたがい、本発電設備の出力の抑制を行なうものとしたします。

なお、発電者は、当社から当該出力の抑制の指示がなされた場合において、当社が発電者に書面等により当該指示を行なった合理的な理由を示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、法令により認められる範囲を超えて、当社に対して求めないものとしたします。

- (3) 当社の一般送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回るが見込まれる場合、発電者 (本発電設備について、施行規則第 14 条第 1 項第 8 号ハに定めるバイオマス専焼発電設備 (以下「バイオマス専焼発電設備」といいます。) および同号ニに定める地域資源バイオマス発電設備 (以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。) 以外のバイオマス発電設備を用いる者に限ります。以下、(3)において同じといたします。) は、当社の指示 (原則として、出力の抑制を行なう前日までに指示するものとしたします。) にしたがって、本発電設備の出力の抑制を行なうものとし、発電者は、かかる出力の抑制を行なうために必要な体制を整備するものとしたします。

なお、発電者は、当社からかかる出力の抑制の指示がなされた場合において、当社が発電者に書面等により、当社の一般送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由および当該指示が合理的であったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、当社に対して求めないものとしたします。

- (4) 当社が、次の措置を講じたとしてもなお、当社の一般送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回るが見込まれる場合、発電者 ((3)の発電者な

らびに本発電設備について水力発電設備および地熱発電設備を用いる者を除きます。以下(4)において同じといたします。)は、当社の指示(原則として、出力の抑制を行なう前日までに指示するものといたします。)にしたがい、本発電設備の出力の抑制を行なうものとし、発電者は、かかる出力の抑制を行なうために必要な体制を整備するものといたします。

なお、発電者は、当社からかかる出力の抑制の指示がなされた場合において、当社が発電者に書面等により、当該指示を行なう前に次の措置を講じたこと、次の措置を講じてもなお当社の一般送配電事業のための電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由および当該指示が合理的であったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、当社に対して求めないものといたします。

イ 本発電設備が発電出力 10kW 以上の太陽光発電設備の場合または風力発電設備の場合

施行規則第 14 条第 1 項第 8 号イに定める回避措置(同号において「特定契約電気事業者」とあるのは、「当社」と読み替えるものといたします。以下「回避措置」といいます。)

ロ 本発電設備が発電出力 10kW 未満の太陽光発電設備の場合

回避措置および発電出力 10kW 以上の太陽光発電設備の出力の抑制

ハ 本発電設備がバイオマス専焼発電設備の場合

回避措置(バイオマス専焼発電設備および地域資源バイオマス発電設備にかかる措置を除きます。)

ニ 本発電設備が地域資源バイオマス発電設備の場合

回避措置(地域資源バイオマス発電設備にかかる措置を除きます。)

- (5) (4)に定める出力の抑制は、本発電設備が太陽光発電設備または風力発電設備の場合、当社が、施行規則第 14 条第 1 項第 11 号に定める指定電気事業者として、同第 1 項第 8 号イに定められた抑制時間(以下「抑制時間」といいます。)を超えて出力の抑制を行なわなければ、追加的に太陽光発電設備または風力発電設備によって発電された電気を受け入れることができなくなった後に、接続契約の申込みが行なわれた設備に該当しないときは、各年度(毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月末日までをいいます。)抑制時間を超えない範囲内(受給契約における受給開始日および契約期間満了の日を含む年度については、それぞれの年度の合計が抑制時間を超えない範囲内といたします。)で行なわれるものに限るものといたします。
- (6) 発電者は、本発電設備の自動電圧調整機能等が動作して出力の抑制が行なわれた場合には、当該出力の抑制により生じた損害の補償を、当社に対して求めないものといたします。



(7) (1)から(6)までにおいて発電者が当該出力の抑制により生じた損害の補償を当社に対して求めないものとされている場合以外の場合において、当社が行なった本発電設備の出力の抑制、または当社による指示にしたがって発電者が行なった本発電設備の出力の抑制により、発電者に生じた損害について、発電者は、当社に対し、当該出力の抑制を行なわなかったとしたならば発電者が当社に供給したであろうと認められる受給電力量に、22(料金)(1)に定める電力量料金単価を乗じた金額を上限として、その補償を求めることができ、当社は、かかる補償を求められた場合には、これに応じるものといたします。ただし、受給契約の成立時において、発電者および当社のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じたことにより当社が本発電設備の出力の抑制を行ない、または、当社による指示にしたがって発電者が本発電設備の出力の抑制を行なった場合であって、当該特別の事情の発生が当社の責めに帰すべき事由によらないことが明らかかな場合については、この限りではないものといたします。

なお、当社は同一の原因により発電者の受けた当該損害について、重ねて賠償および受給契約にかかる債務の履行の責めを負わないものといたします。

(8) (7)に定める「当該出力の抑制を行なわなかったとしたならば発電者が当社に供給したであろうと認められる受給電力量」は、託送約款等における電力量の協定にかかる規定に準じ、発電者と当社が協議のうえ、決定するものといたします。

なお、発電者は、(7)に定める補償を当社に求めるに際し、必要に応じて、当該算定の根拠資料を、当社に対して提示するものといたします。

(9) 当社は、(7)および(8)にもとづく補償金について、原則として、出力の抑制が行なわれた日の属する月の翌月末日までに22(料金)(2)に定める料金の支払いの方法にしたがい発電者に支払うものといたします。

(10) 発電者は、(3)または(4)に規定する体制の整備のほか、当社の求めに応じて、出力の抑制を行なうために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講じるものといたします。また、当社による指示にしたがって発電者が本発電設備の出力の抑制を行なった場合において、その実績の提出を当社が求めたときには、発電者は合理的な範囲内でこれに応じるものといたします。

(11) 当社は、本発電設備の出力の抑制を行ない、または発電者に対し当該出力の抑制の指示を行なった場合には、可能な限りすみやかに、当該出力の抑制の原因となった事由を解消し、発電者からの受給電力の受電を回復するよう努めるものといたします。

## 17 本発電設備等の管理・補修等

(1) 8(電気方式、周波数等)に定める電気工作物の責任分界点より発電者側の電気工作物(当社が所有する電気工作物を除きます。)については発電者が、当社側の

電気工作物および発電者側の当社が所有する電気工作物については当社が、自らの責任と負担において管理および補修を行なうものいたします。

- (2) 発電者は、本発電設備または系統連系設備に関して発電者が建設・所有する一切の施設および設備について、必要な地元交渉、法手続、環境対策および保守等を、自らの責任で行なうものいたします。ただし、当社が自らの責任で行なうと認めたものについては、この限りではないものいたします。
- (3) (1)および(2)に定めるほか、この要綱にもとづく電力受給に関する設備の保守・保安等の取扱いについては、必要に応じて、発電者と当社との協議により定めるものいたします。ただし、この要綱の規定との間に齟齬が生じた場合には、この要綱の規定が優先するものいたします。

## 18 電気工作物の調査

発電者および当社は、この要綱にもとづく電力受給に直接関係するそれぞれの電気工作物について、相手方から合理的な調査の要求を受けた場合は、通常の営業時間の範囲内で、かつ、当該電気工作物を用いた通常の業務の遂行に支障をおよぼすことのない範囲内で、その調査に応じるものいたします。

## 19 発電場所への立入りによる業務の実施

- (1) 18（電気工作物の調査）の規定にかかわらず、当社（当社から委託を受けて保安業務を実施する者を含みます。）は、次の業務を実施するため、本発電設備または発電者が維持および運用する変電所もしくは開閉所が所在する土地に立ち入ることができるものいたします。この場合、当社は発電者に対し、緊急の場合を除き、あらかじめその旨を通知し、発電者は正当な理由がない限り、立入りを承諾するものいたします。

イ 受電地点に至るまでの当社の供給設備または発電場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査

ロ 32（電力受給にともなう協力および保安等に対する協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務

ハ 不正な電力受給の防止等に必要の本発電設備または発電者のその他電気工作物等の確認もしくは検査

ニ 16（出力抑制）、28（受給契約の解除）または 29（設備の撤去）により必要な処置

ホ その他この要綱によって、受給契約等の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

- (2) (1)の立入りに際し、第三者の土地または建物への立入り等が必要な場合、発電者は当該第三者からの承諾の取得、その他必要な手続き等を行なうものいたします

ます。

## IV 特定契約に関する事項

### 20 特定契約に関する基本事項

(1) 7（受給契約の成立，受給開始日，契約期間および受給期間）(4)に定める受給期間にわたり，発電者は，当社に対し，本発電設備を用いて発電する再生可能エネルギー電気を供給することを約し，当社は，本発電設備について適用される22（料金）(1)に定める電力量料金単価により当該再生可能エネルギー電気を調達することを約すものといたします。

(2) 発電者は，本事業計画にかかる再エネ特措法第9条第3項の認定を受けた後，遅滞なく当該認定を受けたことを証明する書類を当社に提出するものとし，当社は，特定契約の申込みを承諾する際に，当該書類の内容および本発電設備にかかる接続契約が成立していることを確認いたします。

なお，本事業計画にかかる再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けた場合，または同第2項の変更届出を行なった場合には，発電者は遅滞なくその内容および当該変更認定を受けたこと，当該変更届出が受理されたことを証明する書類を当社に提出するものといたします。

(3) 当社は，この要綱に別途定める場合（16（出力抑制）に定める補償を要する出力の抑制を行なう場合を含みます。）を除き，受給電力のすべてを調達するものといたします。

(4) 当社は，再生可能エネルギー電気を受電した場合において，次のときにはこの対価を支払わないものといたします。

イ 受給期間以外に受電した場合

ロ 発電者が，21（受給電力量の計量および検針）(9)の規定に応じず，再生可能エネルギー電気の特定ができない場合

### 21 受給電力量の計量および検針

(1) 受給電力量の計量は，計量法の規定にしたがって，原則として受電地点に取付けた計量器等により行なうものといたします。また，当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送する場合には，発電者の電気工作物を無償で使用できるものといたします。

(2) 計量器の検針は，原則として毎月，当社が別途指定する日（以下「検針日」といいます。）に当社が行なうものとし，当社は，検針後すみやかに当社の指定する

方法により、当該検針の結果を発電者に通知するものいたします。この場合、発電者は、当社による検針に合理的な範囲内で協力するものいたします。

- (3) 受給電力量は、検針日における計量器の読みと前回の検針日における計量器の読みの差引きにより算定（乗率を有する計量器の場合は、乗率倍するものいたします。）するものいたします。
- (4) 計量器の読みは、次によります。
  - イ 指針が示す目盛りの値によるものいたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものいたします。
  - ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。
  - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (5) 当社は、(2)にかかわらず、天災事変の場合、またはその他特別な事情により発電者の承諾をえた場合には、検針日を変更することができるものとし、この場合には、実際に検針を行なった日を検針日といたします。
- (6) 計量器等の故障等により、受給電力量を正しく計量することができないことを覚知した当事者は、相手方に対しすみやかにその旨を通知するものいたします。

なお、計量できない間の受給電力量については、託送約款等における電力量の協定にかかる規定に準じ、発電者と当社が協議のうえ、決定するものいたします。
- (7) 当社（当社から委託を受けて検針を実施する者を含みます。）は、受給電力量を計量するため、または計量器等の修理、交換もしくは検査のため必要があるときには、本発電設備または発電者が維持および運用する変電所もしくは開閉所が存在する土地に立ち入ることができるものいたします。
- (8) (7)の立入りに際し、第三者の土地または建物への立入り等が必要な場合、発電者は当該第三者からの承諾の取得、その他必要な手続き等を行なうものいたします。
- (9) 本発電設備がバイオマス発電設備である場合等において、再生可能エネルギー電気を特定することが必要なときには、原則として発電者が、自らの責任と負担において、必要な機器の設置、管理および補修等を行なうものとし、発電者は、特定に必要な資料を当社の定める毎月一定の期日までに当社に提出するものいたします。
- (10) 本発電設備がバイオマス発電設備である場合等において、(1)において計量した電気に再生可能エネルギー電気以外の電気（以下「非再生可能エネルギー電気」といいます。）が含まれるときには、(9)により発電者が提出した資料等にもとづき、当該非再生可能エネルギー電気を除き、受給電力量を算定いたします。
- (11) 本発電設備がバイオマス発電設備である場合等において、受給電力量を適用さ

れる電力量料金単価ごとに区分する必要があるときには、(9)により発電者が提出した資料等にもとづき、区分するものいたします。

- (12) (1)から(11)に定めのない事項については、託送約款等における電力および電力量の算定、検針日、計量および料金の算定期間にかかる規定に準ずるものいたします。

## 22 料 金

- (1) 当社が発電者に支払う毎月の料金は、21（受給電力量の計量および検針）に定める方法により計量された受給電力量に次の電力量料金単価を乗じてえた金額といたします。

イ ロおよびハの場合を除き、本事業計画にかかる再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたことにより、本発電設備について適用される調達価格

ロ 本事業計画にかかる再エネ特措法第10条第1項の変更認定を受けたことにより、本発電設備について適用される調達価格が変更された場合、または、その他再エネ特措法および同法の関係法令等の規定により、本発電設備について適用される調達価格が変更された場合については、当該変更後の調達価格

ハ 再エネ特措法第3条第10項の規定により、本発電設備について適用される調達価格が改定された場合については、当該改定後の調達価格

- (2) 当社は、原則として、検針日の属する月の翌月末日（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日といたします。以下「支払期日」といいます。）までに、(1)に定める料金を発電者が別途指定する金融機関口座への振込により発電者に支払うものいたします。

- (3) (2)の支払いが支払期日までに行なわれない場合には、支払期日の翌日（同日を含みます。）から支払いの日（同日を含みます。）まで、(1)に定める料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年率10%（単利とし、1年を365日とする日割計算によります。）の割合による遅延損害金を当社から発電者へ支払うものいたします。ただし、発電者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りではないものいたします。

## 23 小売電気事業者等への電気の供給

- (1) 発電者は、本発電設備において発電する電気のうち受給電力以外について、原則として、次の場合を除き、小売電気事業者等に供給（一般社団法人日本卸電力取引所または将来において設立される卸電力取引所を通じた供給を含みます。）することができるものいたします。

イ 低圧で受電する場合

ロ 発電者が小売電気事業者等に供給する場合の、託送約款等で適用となる発電

量調整受電計画差対応補給電力料金単価および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価（以下「発電量調整受電計画差対応電力料金単価」といいます。）が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成 28 年経済産業省令第 22 号、その後の改正を含み、以下「託送供給等約款料金算定省令」といいます。）第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額の場合（ただし、当社が発電者の指定する小売電気事業者等に再エネ卸約款にもとづく再生可能エネルギー電気特定卸供給を行なう場合の、託送約款等で適用となる発電量調整受電計画差対応電力料金単価が、託送供給等約款料金算定省令第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額の場合を除くものとしたします。）

ハ 当社が発電者の指定する小売電気事業者等に再エネ卸約款にもとづく再生可能エネルギー電気特定卸供給を行なう場合の、託送約款等で適用となる発電量調整受電計画差対応電力料金単価が、託送供給等約款料金算定省令第 27 条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額の場合（ただし、ロの場合を除くものとしたします。）

- (2) 発電者は、小売電気事業者等との間で、特定契約が成立している場合には、別途当社および当該小売電気事業者等にそれぞれ供給する予定の一日あたりの再生可能エネルギー電気の量（以下「予定供給量」といいます。）または予定供給量の算定方法（予定供給量を具体的に定めることができる方法に限ります。）をあらかじめ定め、当社にこれを通知するものとしたします。
- (3) 発電者は、15（給電運用）に定める協定書等に記載した期日以降、(2)にもとづき通知した予定供給量またはその算定方法を変更してはならないものとしたします。
- (4) (2)および(3)に定めるほか、発電者が本発電設備において発電する再生可能エネルギー電気を当社および小売電気事業者等に供給するために必要な事項については、別途誠実に協議のうえ、定めるものとしたします。
- (5) 発電者は、予定供給量をあらかじめ定めた場合において実際の供給量と予定供給量が異なった場合（実際の供給量が 0 となった場合を含みます。）であっても、当社に対し、損害賠償その他一切の支払義務を負わないものとしたします。

## V 契約の変更および終了

### 24 本発電設備等の改善等

当社は、発電者からの受給電力が当社の電力安定供給もしくは電力品質に支障をお

よぼし、または支障をおよぼすおそれがあると合理的に判断する場合には、電力受給を停止することができるものといたします。

なお、当社は発電者に対し、16（出力抑制）(7)の規定にしたがい発電者に対し補償措置が必要な場合については、発電者の求めに応じて当該補償措置を行なうものとしていたします。また、当社は、発電者に対し、本発電設備または系統連系設備の改善の協議を求めることができるものとし、発電者はその求めに応じて、当社と協議のうえ、その取扱いを決定するものとしていたします。

## 25 本発電設備等の変更

- (1) 発電者は、本発電設備または系統連系設備に関し、受給契約の申込み時に記載した技術的事項を変更する場合には、系統連系に係る業務の取扱いや技術要件について当社が公表する規程等にもとづき当社と協議し、当社の承諾をえた後にこれを行なうものとしていたします。
- (2) 発電者は、(1)の変更について、本事業計画にかかる再エネ特措法第10条第1項の変更認定または同第2項の変更届出が必要となる場合には、自らの責任において当該手続きを行なうものとしていたします。
- (3) 26（契約の変更）にもとづく変更にともない、当社の電気工作物を変更する必要がある場合には、発電者は、13（当社による系統連系のための工事）の規定に準じて、その工事費用を負担するものとしていたします。

## 26 契約の変更

- (1) 発電者は、次に該当する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。
  - イ 25（本発電設備等の変更）(1)に定める変更をする場合
  - ロ 本発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合、または本発電設備等の制御方法もしくは配線の変更を希望される場合
  - ハ 本事業計画にかかる再エネ特措法第10条第1項の変更認定または同第2項の変更届出を申請する場合
  - ニ その他、6（接続検討および受給契約の申込み）(2)および(3)に定める申込み内容を変更する場合
- (2) 当社は、受給契約（ただし、当社が特定契約の申込みを承諾する以前は、接続契約といたします。以下同じといたします。）が電力受給の状態または本事業計画にかかる再エネ特措法第9条第3項の認定（本事業計画にかかる再エネ特措法第10条第1項の変更認定および同第2項の変更届出を含みます。）の内容に比べて不適当と認められる場合には、発電者に、法令上必要な国への手続きを行なうていただき、すみやかに受給契約を適正なものに変更していただきます。

なお、この場合、発電者は、合理的な理由なくかかる変更を拒絶しないものとし、発電者が合理的な理由なくかかる変更に応じない場合には、当社は、当社が合理的と判断する時期に、受給契約を適正なものとするために合理的に必要な範囲内での受給契約の変更があったものとみなし、必要に応じて、料金の精算を行なうものいたします。

- (3) 受給契約の変更の手続きについては、6（接続検討および受給契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

## 27 権利義務および契約上の地位の譲渡

- (1) 発電者は、当社の事前の同意をえた場合を除き、受給契約に定める自己の権利もしくは義務または受給契約上の地位を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものいたします。
- (2) (1)にかかわらず、当社は、発電者が発電者の資金調達先に対して負う債務を担保するために、受給契約に定める発電者の当社に対する権利につき担保権（譲渡担保権を含みます。）を設定し、または受給契約にもとづく地位の譲渡予約契約を締結することおよびこれらの担保権の実行により、受給契約にもとづく発電者の当社に対する権利または発電者の地位が担保権者またはその他の第三者（当該第三者（法人である場合にあっては、その役員またはその経営に関与している者を含みます。）が、反社会的勢力に該当する者である場合を除きます。）に移転することについて、あらかじめ同意するものいたします。

なお、発電者は、当該移転が生じた場合においては、遅滞なく、移転の事実および移転の相手方につき、当社所定の書面により当社に通知するものいたします。また、当社は、当該移転に際し、発電者から当該移転にかかる承諾についての書面の作成を求められた場合には、本項の内容に即した書面によりこれに協力するものいたします（ただし、当社は、民法第468条第1項に定める異議を留めない承諾を行なう義務を負うものではなく、また、発電者からの通知を受けた時点において既に発生している債務については、譲渡の対象とすることはできず、これに反したことで当該第三者が当社に対し、当該債務の履行を請求した場合は、発電者の責任と負担でこれを解決するものいたします。なお、当該書面の作成にかかる費用は発電者の負担といたします。）。

## 28 受給契約の解除

- (1) 発電者は、当社につき、次のいずれかの事由が生じた場合には、解除日とその理由を示して、当社に通知することにより受給契約を解除することができるものいたします。この場合、受給契約は原則として解除日に消滅いたします。  
イ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関



- 連法規にもとづく手続（以下、総称して「倒産手続」といいます。）開始の申立て、または解散の決議を行なった場合
- ロ 電気事業法にもとづく一般送配電事業者としての許可を取り消された場合
  - ハ この要綱に定める発電者に対する金銭債務の履行を 30 日以上遅滞した場合
  - ニ その他この要綱にもとづく取引またはこれらに関する当社にかかる適用法令の規定に違反し、発電者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、または止めない場合
  - ホ 反社会的勢力となった場合
  - ヘ 反社会的行為を行なった場合
- (2) (1)にもとづき、受給契約が消滅した場合、当社は、当該消滅により発電者に生じた損害を賠償するものとしたします。また、発電者は、当該消滅により当社に生じた損害について賠償の責めを負わないものとしたします。
- (3) 発電者は、(1)に定める場合のほか、あらかじめ解除日を定めて、原則としてその 30 日前までに当社に通知することにより、任意に受給契約を解除することができるものとしたします。この場合、受給契約は原則として解除日に消滅いたします。ただし、発電者は当社に対し、当該消滅により当社に生じた損害を賠償するものとしたします。
- (4) 当社は、発電者につき、次のいずれかの事由が生じた場合には、解除日とその理由を示して、発電者に通知することにより、受給契約を解除することができるものとしたします。この場合、受給契約は原則として解除日に消滅いたします。
- イ 倒産手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合
  - ロ 本発電設備における発電事業の継続ができなくなった場合
  - ハ 13（当社による系統連系のための工事）(3)に定める工事費負担金を定める期日までに支払わない場合
  - ニ 次のいずれかの事由が生じた場合で、当社が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、その事実を解消しない場合
    - (イ) ハ以外のこの要綱によって支払いを要することとなった債務を当社の定める支払期日までに支払わない場合
    - (ロ) 他の受給契約等（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を当社の定める支払期日までに支払わない場合
    - (ハ) 接続契約が成立して相応の期間経過してもなお、発電者の責めに帰すべき事由により、本事業計画にかかる再エネ特措法第 9 条第 3 項の認定（本事業計画にかかる再エネ特措法第 10 条第 1 項の変更認定および同第 2 項の変更届出を含みます。）を取得しない場合
    - (ニ) 特段の合理的理由なく 7（受給契約の成立、受給開始日、契約期間および受給期間）(2)に定める受給開始日を経過してもなお本発電設備の運転を開

始しない場合

(ホ) 特段の合理的理由なく 16（出力抑制）の規定に応じない場合

(ハ) その他この要綱もしくはこの要綱にもとづく取引またはこれらに関する  
発電者にかかる適用法令の規定に反した場合

ホ 反社会的勢力となった場合

ヘ 反社会的行為を行なった場合

(5) 発電者は、本事業計画にかかる再エネ特措法第 9 条第 3 項の認定（本事業計画にかかる再エネ特措法第 10 条第 1 項の変更認定を含みます。）がその効力を失った場合、すみやかに当社に通知するものいたします。

なお、この場合、当該認定の効力が失われた日に受給契約が消滅したものといたします。

(6) (1), (3), (4) または (5) により受給契約が解除された場合には、当社は、原則として、解除日に当社の供給設備または発電者の系統連系設備において、電力受給を終了させるための適当な処置を行なうものいたします。

なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をさせていただきます。

(7) 発電者が、(1) または (3) による通知をされないで、その発電場所から移転される等、当社に再生可能エネルギー電気を供給されていないことが明らかな場合には、当社が、電力受給を終了させるための処置を行なった日に受給契約が消滅するものいたします。

(8) (4), (5) または (7) にもとづき、受給契約が消滅した場合、発電者は、当該消滅により当社に生じた損害（受給開始に至らず受給契約が消滅した場合は、当社がそれまでに行なった系統連系のための工事に関する原状回復に必要な費用を含みます。）を賠償するものいたします。また、当社は、当該消滅により発電者に生じた損害について賠償の責めを負わないものいたします。

## 29 設備の撤去

受給契約が終了した場合における本発電設備その他の受給契約にもとづき設置された電気工作物の撤去を行なう場合については、8（電気方式、周波数等）に定める責任分界点より発電者側の電気工作物（当社が所有する電気工作物を除きます。）については発電者が、当社側の電気工作物および発電者側の当社が所有する電気工作物については当社が、それぞれその撤去費用を負担する義務を負うものいたします。ただし、受給契約の終了が発電者または当社のいずれかの責めに帰すべき事由による場合には、当該有責当事者がその撤去費用を負担する義務を負うものいたします。

## 30 受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の消滅によっては消滅いたし

ません。

## VI 損害賠償, 遵守事項

### 31 損害賠償等

- (1) 次の場合により, 発電者が損害を被ったときには, 当社は発電者に対し, これを賠償するものとしたします。
  - イ 当社が受給契約の規定に違反した場合
  - ロ 当社が自らの責めに帰すべき事由により, 発電者の電気工作物, 電気機器その他の設備を損傷し, または亡失した場合
- (2) 次の場合により, 当社が損害を被ったときには, 発電者は当社に対し, これを賠償するものとしたします。
  - イ 発電者が受給契約の規定に違反した場合
  - ロ 発電者が自らの責めに帰すべき事由により, 当社の電気工作物, 電気機器その他の設備を損傷し, または亡失した場合 (この場合は, 託送約款等における設備の賠償にかかる規定に準じ, その設備の修理等にかかる金額を賠償していただきます。)
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で, それが当社の責めによらない理由によるものであるときには, 当社は, 発電者の受けた損害について賠償の責めを負わないものとしたします。

### 32 電力受給にともなう協力および保安等に対する協力

- (1) 発電者は, 当社における安定供給および電力の品質維持のための本発電設備に関する情報を必要に応じて当社に提供するものとし, その具体的内容については別途合意するものとしたします。
- (2) (1)に定めるほか, 発電者および当社は, 電力受給を円滑に行なうため, 電圧, 周波数および力率を正常な値に保つ等, 託送約款等における託送供給等にともなう協力および保安等に対する発電者および需要者の協力にかかる規定に準じ, 相互に協力するものとしたします。
- (3) 本件工事および 14 (発電者による系統連系のための工事) (1)に定める工事が完了し, 本発電設備が連系された後においては, 当社は, それ以降新たに生じた事由に起因して, 当社の電力系統の増強その他必要な措置にかかる費用の負担を発電者に対して求めることができないものとしたします。ただし, 以下の場合はこの限りではないものとしたします。

- イ 別途発電者と当社で合意した場合
  - ロ 13（当社による系統連系のための工事）(1)ハに掲げる場合
  - ハ 16（出力抑制）(10)に掲げる場合
  - ニ 25（本発電設備等の変更）(3)に掲げる場合
- (4) 本発電設備が太陽光発電設備および風力発電設備以外の場合においては、当社が発電者の指定する小売電気事業者等に再エネ卸約款にもとづく再生可能エネルギー電気特定卸供給を行なうことを発電者が希望するときを除き、受給電力量および発電計画について、原則として、次のとおりに行なうことができます。
- イ 発電者は、受給電力量を、30分ごとに翌日計画の発電計画と一致するように行なうことができます。
  - ロ 発電者は、電力受給の実施に先立ち、発電計画を当社所定の様式により当社に通知して行なうことができます。この場合、当社は、発電者が通知した発電計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正して行なうことができます。
  - ハ 発電計画の通知の内容は託送約款等における発電計画・調達計画・販売計画にかかる規定に準ずるものとする。ただし、通知期限については、年間計画は10月20日午後5時、月間計画は前々月の20日午後5時、週間計画は毎週月曜日午後5時、翌日計画は前々日の午前12時とし、当日計画は通知不要とする。
  - ニ 発電者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、当社に通知して行なうことができます。
- (5) 当社は、必要に応じて、発電者に本発電設備の発電記録、点検記録等の提出を依頼することがあります。この場合、発電者は、すみやかにこれらを提出して行なうことができます。
- (6) 当社は、受給電力量の実績等にもとづき、本発電設備の発電方式、発電出力または発電設備の区分等について調査させていただくことがあります。この場合には、発電者は、合理的な範囲内でその調査に応じていただくとともに、必要な協力をして行なうことができます。

### 33 プロジェクトのスケジュールに関する事項

- (1) 発電者は、当社からの求めに応じて、当社に対し、本発電設備にかかる建設工事その他のプロジェクトにかかるスケジュールを、合意した日までに提出するものとする。
- (2) 発電者は、(1)にもとづき当社に提出済みのスケジュールに重大な変更が生じる場合には、変更内容およびその理由をすみやかに当社に報告するものとする。

## Ⅶ そ の 他

### 34 守秘義務

(1) 発電者および当社は、次に該当する情報を除き、受給契約の内容その他受給契約に関する一切の事項および受給契約に関連して知りえた相手方に関する情報について、相手方の事前の同意なくして、第三者に開示してはならないものいたします。

イ 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報またはすでに公知となっていた情報

ロ 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報

ハ 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報

(2) 次の者に対して開示する場合は、(1)によらないものいたします。ただし、ロまたはハにもとづく開示については、開示先が適用法令にもとづき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し(1)と同様の守秘義務を課すことを条件といたします。

イ 官公庁、費用負担調整機関または指定入札機関（適用法令にもとづく開示要求に限ります。）

ロ 発電者の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、本発電設備に資金提供を行なっている金融機関、本発電設備に対する投資家、または発電者から委託を受けて受給契約にかかる業務を実施する者等（その役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等を含みます。）

ハ 当社の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、または当社から委託を受けて受給契約にかかる業務を実施する者等（その役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー等を含みます。）

(3) (1)および(2)にもとづく発電者および当社の義務は、受給契約終了まで存続するものいたします。

### 35 受給契約の優先性

受給契約にもとづく取引に関する発電者および当社の受給契約以外の契約、協定その他の合意ならびに当社の定める規程等と、受給契約の内容との間に齟齬が生じた場合には、適用法令に反しない限り、また、受給契約の内容を変更または修正する趣旨であることが明確に合意されたものである場合を除き、受給契約の内容が優先するものいたします。

## 36 そ の 他

- (1) この要綱に関する権利義務は，日本法に準拠し，これにしたがって解釈されるものといたします。
- (2) 受給契約に関する訴訟については，仙台地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所といたします。
- (3) 受給契約は，日本文を正文といたします。
- (4) その他この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い特別な事情が生じた場合には，発電者および当社は，この要綱，託送約款等および再エネ特措法その他関係法令等の趣旨に則り，誠意をもって協議し，その処理にあたるものといたします。

## 附 則

### 1 実施期日

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

### 2 旧要綱の変更

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（平成 28 年 4 月 1 日実施、以下「旧要綱」といいます。）にもとづき、旧要綱 6（接続検討および受給契約の申込み）に定める電力受給契約の申込みをしている場合において、旧要綱 7（受給契約の成立および契約期間）に定める電力受給契約の成立が平成 29 年 3 月 31 日までに行なわれていないときは、平成 29 年 4 月 1 日より、この要綱に変更したものといたします。

### 3 出力抑制についての特別措置

- (1) 原則として、施行規則附則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 7 条の 2、施行規則附則（平成 27 年経済産業省令第 3 号）第 2 条第 1 項および第 5 項にて、施行規則第 14 条第 1 項第 8 号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができる」とされている規定について特例または経過措置が適用されている場合は、16（出力抑制）(7)における補償は、発電者と合意した場合を除き、当該特例または経過措置にもとづくものといたします。
- (2) 原則として、施行規則附則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 7 条の 2、施行規則附則（平成 27 年経済産業省令第 3 号）第 2 条第 1 項および第 5 項にて、施行規則第 14 条第 1 項第 8 号チにおいて特定契約電気事業者からの求めに応じて特定契約申込者が出力の抑制を行なうために必要な機器の設置等を講ずるとされている規定について特例または経過措置が適用されている場合は、16（出力抑制）(10)は、発電者と合意した場合を除き、当該特例または経過措置にもとづくものといたします。